

5.オーストラリア

《要約》

【税に関する国民意識】

- ・ シンクタンクの調査結果によると、回答者の 2/3 が他の先進国と比べてオーストラリアは税金が高い国であると認識していると同時に、半数以上が減税よりもサービスの充実による生活水準の向上を望んでいる。
- ・ オーストラリア・ナショナル大学等の調査でも、60%前後の回答者が公共サービスの政府支出を増やすべきだと回答しており、また、60%の回答者が現在の税制は比較的公平だと考えており、過半数の人が現在の税負担に納得感を持っていることがうかがわれる。

【租税・財政教育】

- ・ オーストラリアにおける租税・財政教育は、数学、経済、市民という3つの科目の中で教えられている。税に関する制度や税の意義についての説明にとどまらず、実際に納税する金額の計算を行う等、実践的な学習内容が多く含まれている。
- ・ オーストラリア政府財務局は、「税金、退職年金とあなた (Tax, Super + You)」というインタラクティブなオンライン学習サイトを開設している。
- ・ オーストラリア政府の「ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017」という枠組みにおいては、金融教育強化の一環として、租税に関する教育が取り上げられている。

【税務広報】

- ・ オーストラリア税務局では、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、SNS 等、様々な媒体を活用し広報活動を行っている。
- ・ 税務広報での ICT の活用を推進しており、個人宛への情報提供を充実させた結果、納期内納税率等を向上させることに成功している。
- ・ オーストラリア税務局では、税務局の各活動について評価する指標を定め、各種アンケート調査を行う等、評価・改善活動を積極的に行い、その成果を公表している。

【税務職員の育成】

- ・ 大卒程度の職員に対して幅広い分野の研修プログラムを提供しているほか、税務局内の2つの職場をローテーションすることで、納税者対応や金融分野の分析調査等を経験できるよう配慮されている。
- ・ その他にも、リーダーシップ研修等、職位に応じた研修制度が用意されている。

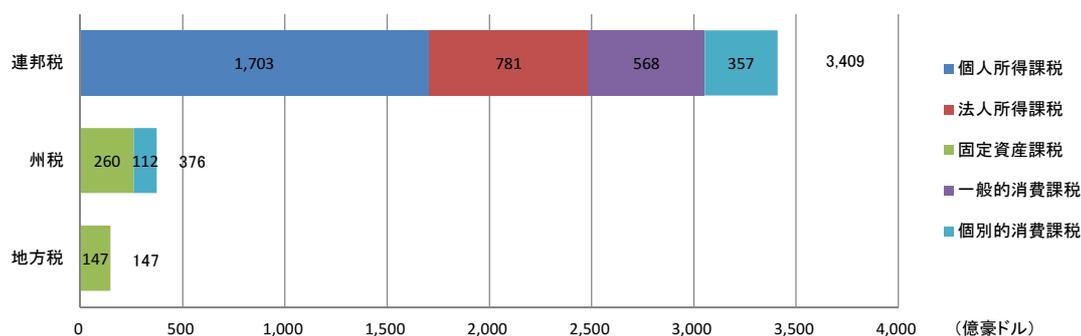
5-1.概要

5-1-1.税制の概要

連邦国家であるオーストラリアは、連邦政府、州政府共に課税権限があるが、基幹税である所得税は、連邦政府による統一的な課税が行われている。州税としては、従業員に給与を支払う雇用者に対する給与税（Pay roll tax）、土地の評価額に対して課せられる土地税（Land tax）、不動産に関し特定の取引を行った場合に課される印紙税（Stamp duty）等がある。消費税（GST）は、連邦政府によって課されるが、税収は州政府に対して交付される。州政府の下に位置する地方自治体が徴収する主な租税として、土地所有者の土地の評価額に対して課されるレート（Rate）がある。所得税を初めとする連邦税は、自己申告制度を柱としている¹⁵²。

オーストラリアは連邦税の割合が大きく、連邦税の税収は 3,409 億豪ドル¹⁵³である。内訳は、個人所得課税が 50%、次いで法人所得課税が約 23%、一般的消費課税が約 17%等となっている。州税は、376 億豪ドルであり、約 70%が固定資産課税である。地方税収は固定資産課税の 147 億豪ドルである。

図表 140：オーストラリアの連邦・州・地方税収の内訳（2013 年）



出所：OECD「Revenue Statistics 2015」を基に日本総研作成

また、退職年金制度（superannuation:スーパーアニュエーション）は、税制と密接に結びついており、政府税務局(Australian Taxation Office:ATO)の施策の大きな柱になっている。スーパーアニュエーションの積み立てには、税制の優遇がある¹⁵⁴。

¹⁵² 税大ジャーナル 14 2010/6「オーストラリアにおける税制と税務行政」
http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/14/pdf/14_08.pdf

¹⁵³ なお、本章では税額等をオーストラリアの通貨単位（豪ドル）にて表記する。2017年3月の為替レートは、1豪ドル=86円である（出所：日本銀行「報告省令レート（平成29年3月分）」を基に算出）。

¹⁵⁴ オーストラリアの年金制度は2階建てとなっており、1階は税方式の老齢年金（Age Pension）、2階は事業主の強制拠出と被用者の任意拠出による退職年金基金（superannuation）という構造である。スーパーアニュエーションの加入者は、自らが選択した年金基金に口座を開設し、基金が用意している個別の運用商品を選択する仕組みになっている。

ニッセイ基礎研 report http://www.nli-research.co.jp/files/topics/38305_ext_18_0.pdf

オーストラリアの所得税は、自己申告制度をとっている。日本とは異なり、被雇用者であっても自分で納税申告を行わなければならない。ただ、何をどれだけ控除できるか等の規定が複雑で、制度も頻繁に変わる事等から、税理士等に申告手続きを依頼する人が申告全体の74%を占める¹⁵⁵。

図表 141：所得税の申告方法

税理士等を通じて	74%
e-Tax (2016年に my tax と改称) 利用	22%
申告用紙を使用	4%

出所：オーストラリア政府税務局「Taxation Statistics 2012-2013」を基に日本総研作成

税務局は、独立行政機関である税理士委員会 (The Tax Practitioners Board) ¹⁵⁶の登録者を選ぶように等納税者に注意を呼びかけている。納税時期には、ショッピングセンター等に納税コーナーが設置され、税務局の訓練を受け資格認定を受けたボランティアがその場でオンラインシステムにアクセスして、税理士より安い料金で申告代理サービスを行っている。

このように納税申告において、代理で申告手続きを行う税理士等の存在は大きく、特に所得税納税時期には、税理士と税務当局とのやりとりは頻繁に行われ、納税オンラインシステムにも税理士向けのポータルサイトがある。

納税申告は紙ベースで行うこともできるが、税務局は、myTax と呼ぶオンライン納税システムによる納税を推進している。実際にオンライン納税が増加しており、2015-16年における申告用紙による納税は4%である¹⁵⁷。これは、紙ベースで郵便でやり取りするシステムにおいて、家の郵便ポストから納税書類を盗み、納税者になりすまして税金の払い戻しを受けるといった詐欺が多く発生したことも一因といわれる¹⁵⁸。このため税務局は、税金詐欺に対する警戒を随時呼びかけている。

過去、税務局は、納税申告の時期(7月から10月)に郵便局やニュースエージェント(ショッピングセンター等にある新聞、雑誌等を売る商店)にタックスパック (tax pack) と呼ばれる納税申告用紙と記入要領のセットを配布していたが、現在は税務局のサイトからダウンロードするか、電話をして取り寄せる必要がある。税務局は、オンライン納税の場合、2週間以内で税金の還付を受けられるが、郵送した場合は、50日(休日を除く)以内としている¹⁵⁹。

源泉徴収分から払い戻しを受ける者は多く、平均の払い戻しは2,112豪ドルであり¹⁶⁰、

¹⁵⁵ Taxation Statistics 2012-2013: 100 people
<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Taxation-statistics/Taxation-statistics-2012-13--100-people/>

¹⁵⁶ 日本語名称は仮訳。 <https://www.tpb.gov.au/about-tpb>

¹⁵⁷ ATO 年次報告 2015-16 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

¹⁵⁸ 税理士からの情報提供による。

¹⁵⁹ ATO ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/>

¹⁶⁰ ATO 年次報告 2014-15 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

年内に還付を受けたいと思っている納税者は 82%である¹⁶¹。

納税者は、税理士や資格者に手続きを依頼し、その代理人がオンライン納税システムを使って納税申告を行い、還付を受けるというケースが多いと考えられる。ただ、オンライン納税システムが普及し、使い勝手が良くなるにつれ、自ら納税申告の手続きを行う人が増えることが期待されている。税務局は、2015-16 年次報告において、税務局の納税者アカウントを行政総合オンラインシステム myGov¹⁶²に接続した人は、460 万人に達したとしている。

5-1-2. 租税に関する国民意識

(1) オーストラリア・ナショナル大学 (Australia National University: ANU) による調査

税金に対する国民の意識調査「税金と公平性 (Tax and Equity in Australia)」を定期的に行っており、直近は 2016 年 2 月から 3 月にかけて 1,200 名を対象にインタビュー調査が実施された¹⁶³。ポイントは、以下の通りである。

- ・ 51% の人が、財政赤字は最重要の経済問題とは考えていない。
- ・ 政府が選択できるとすると、55%が減税より社会福祉にもっと財政支出をすべきと考える一方、36%が社会福祉の充実よりも減税をするべきとしている。1987 年には、65%が減税を、25%が社会福祉の充実を選ぶべきとしており、人々が減税より社会福祉のさらなる充実を望む長期的な傾向が見られる。
- ・ 財政赤字の削減のためには、37%が社会福祉以外の支出の削減を望み、25%が低所得者層への補償を伴う GST の増加を支持している。
- ・ 60%が、現在の税制は比較的公平と考えている。しかし、低所得層、高齢者、子供を持つ家族に対する税金は高く、多国籍企業、国内大企業及び高所得者層の税金は低いと考えている (90%が多国籍企業への課税が、80%が自国の大企業への課税が少なすぎるとしている)。

(2) シンクタンクの Per Capita による意識調査 (2012 年) ¹⁶⁴

毎年、成人を対象に税に関するオンライン調査を行っている。2016 年の調査 (回答者: 1,412 人) の結果の要約を以下に記す。

- ・ 65%の人が、公共サービスにもっと政府支出を増加すべきとしており、12%が削減すべきと考えている。
- ・ 64%の人々が、個人的には医療、高齢者介護サービスの充実にもっと税金を払ってもよいとしており、前年より 12%増加している。また、47%が学校・大学・TAFE

¹⁶¹ ATO 年次報告 2013-14 <https://www.ato.gov.au/About-ATO>

¹⁶² myGov については 5-3-4. 税に対する理解促進に向けた取組の(5)にて後述。

¹⁶³ <http://politicsir.cass.anu.edu.au/sites/politicsir.anu.edu.au/files/ANUpoll-Tax-Equity-April2016.pdf>

¹⁶⁴ <http://www.percapita.org.au/research/per-capita-tax-survey-2016/>

(職業訓練校)の充実のために、43%が長期的な経済成長のために、もっと税金を払ってもよいとしている。これは、税金の支払いと教育、医療、インフラへの公共支出を結びつけているためと考えられる。

- ・ 公共サービスの充実のために税収を上げる方策として、政府がさらに借金をして支出の増大に対応することを良いとする人は3%にすぎない。70%近くの人が企業の課税回避を減らすべきとする。3分の2は、高所得者層への課税は少なすぎるとし、半分の人が所得上位5%への課税を増やすべきとしている。
- ・ 83%の人が企業の課税回避が税制全体の公平性に影響していると回答している。

(3)シンクタンク The Australia Institute の2012年3月調査¹⁶⁵

1,422人を対象にしたオンライン調査の結果の要約は以下の通りである。

- ・ 3分の2が、他の先進国に比べてオーストラリアは税金の高い国と考えている。
- ・ 半数以上が、減税よりサービスの充実による生活水準の上昇を望んでいる。
- ・ 半数以上が、全てのオーストラリア人が平等に公共サービスを受けるべきと考えている。

¹⁶⁵ <http://www.tai.org.au/content/australia-high-tax-country>
<http://www.financialliteracy.gov.au/research-and-evaluation/financial-attitudes-and-behaviour-tracker>

5-2. 租税・財政教育

5-2-1. 教育課程における租税・財政教育の位置づけ

(1) オーストラリアの教育カリキュラム

小学校準備課程から高校までの学校教育については、連邦国家であるオーストラリアでは、憲法上、各州が権限を持っている。学校制度については各州が権限を持っており、小学校教育の期間が6年の州と7年の州があることや、ハイスクールの期間を2つに分ける州もある等の違いがある。原則として中高一貫教育が行われているが、義務教育は小学校からハイスクールの前半までの期間の10年となっている。小学校入学前に1年間、小学校準備課程に通う場合が多い。

クィーンズランド州では、プレップと呼ばれる小学校準備課程が5歳の1年間、小学校が1学年（Year 1：6歳）から7学年（Year 7：12歳）まで、ハイスクールが8学年（Year 8：13歳）から12学年（Year 12：17歳）となっている¹⁶⁶。

オーストラリア政府は、オーストラリアの全ての子どもが、よく学び、自信をもって創造的な個人となり、活動的かつ知識のある市民になるように支援する義務があるとして、2008年よりナショナル・カリキュラムの開発・導入を進めている。小学校準備課程から10学年までのナショナル・カリキュラムは完成しており、順次各州にて導入されていく段階である¹⁶⁷。

各州政府教育省は、その権限の範囲内で、オーストラリアのカリキュラムを実施する責任がある。そのために、時間割、教室での演習、教材の選択・導入、ナショナル・カリキュラムの内容を実施する方法、達成の基準等について、各州独自のカリキュラムと調整することが求められる¹⁶⁸。

教科書の検定制度はなく、学校や教員が教材を選んでいる。教育内容の細部や教育方法については、政府や関係団体が多くの情報を提供している。学校や教員の裁量の範囲が比較的大きいと考えられるが、オーストラリア政府はさらに、その方向を推進するとしている¹⁶⁹。

(2) オーストラリアにおける租税・財政教育の位置づけ

オーストラリアの初等中等教育において、租税・財政教育にあたる内容は「市民」「数学」「経済」の3つの科目の中で教えられている。

国の学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムでは、中等教育において、主権者・

¹⁶⁶ JICA グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査

https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/comparative_survey01.html

¹⁶⁷ オーストラリア政府教育・訓練省（Australian Government Department Education and Training）による情報提供、オーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum, Assessment and Reporting Authority：ACARA）
<http://www.acara.edu.au>

¹⁶⁸ オーストラリア政府教育・訓練省による情報提供。例えば、クィーンズランド州では、法定機関のカリキュラム・評価機構（Queensland Curriculum & Assessment Authority：QCAA）が、州内の学校のカリキュラム及び評価の開発について責任を持ち、シラバス、教材、評価基準等の情報を学校に提供している。現在、ナショナル・カリキュラムへ統合するための調整が進められており、クィーンズランド州のカリキュラムは、2020年にはナショナル・カリキュラムへの統合が修了するとのことである（QCAAによる情報提供）。

¹⁶⁹ <http://www.studentsfirst.gov.au/school-autonomy>

市民（公民）科目（Civics and Citizenship）の中で、民主的政府の価値、役割及び納税を含んだ「市民（公民）の責任」について必修で教えるとしている。

一方、ファイナンシャル・リテラシー（いわゆる「お金に関する知識・スキル」）と経済活動との関係における租税・財政教育は重要な内容と位置付けられている¹⁷⁰。10 学年までの義務教育期間では、「数学」の科目において、租税を含む実生活におけるマネーとファイナンスについて学び、「経済学及びビジネス」の科目において、政府が人々の生活水準を向上させるための政府の経済・金融政策の一環として租税が必修の内容として扱われている。

①市民・主権者教育

オーストラリアのナショナル・カリキュラムにおける市民（公民）教育、主権者教育¹⁷¹の目的は、以下の通りである。

図表 142：市民・主権者教育の目的

- ・ 知識、理解及びスキルを身につけ、行動する市民として、コミュニティ、国、地域、世界に参加する。
- ・ 歴史的な背景を含め、オーストラリアの自由・代議制民主主義、法制度と市民生活に関する知識と理解を深める。
- ・ 主権者としての権利と自由及び国内外における市民生活を高く評価する。これには、知識と責任感をもつ市民として行動し、オーストラリアの自由な民主主義を形作る価値と原理を考察することも含む。
- ・ 多文化かつ多宗教の社会であることに理解と高い価値を築き、人権と異文化間の理解を約束する。とりわけアボリジニーの人々、トレス海峡の島民の人々の経験を考慮し、オーストラリア市民としてのアイデンティティと社会参加について理解と価値を築く。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship」を基に日本総研作成

ナショナル・カリキュラムにおいては、3 学年から 10 学年まで、市民（公民）教育・主権者について、段階的に教育が行われることになっている。7 学年から 10 学年にかけて（中等教育）、主権者・市民（公民）科目（Civics and Citizenship）の中で、民主的政府の価値、役割及び税を含んだ「市民（公民）の責任」について教えるとしている（必修）¹⁷²。

¹⁷⁰ オーストラリア教育・訓練省による情報提供。

¹⁷¹ オーストラリア・カリキュラム報告機構(ACARA) www.acara.edu.au
: The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship
http://www.acara.edu.au/docs/default-source/resources/shape_of_the_australian_curriculum_civics_and_citizenship_251012.pdf 及びオーストラリア政府教育訓練省による情報提供。

¹⁷² オーストラリア・カリキュラム評価報告機構(ACARA) www.acara.edu.au
The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship

図表 143 : 市民・主権者教育の概要

学年	主な学習内容
3～4 学年	市民社会について多様な視野を徐々に広げていくことを学ぶ。 法律、規則、権力、政府、自由、協調的な意思決定、権利と義務、メディア等の概念を適切なレベルで学ぶ。
5～6 学年	近隣、国、地域、世界のレベルで、市民・主権者の概念を学び、アクティビティを通じて、政府、民主主義に関する知識と理解を深める。
7～8 学年	市民（公民）・主権者の価値、原理、制度についての知識、理解、認識を深める。オーストラリアの民主主義に基づく政治システム、憲法の役割、社会におけるメディアの大きな影響（ソーシャルメディアを含む）を学ぶ。
9～10 学年	議会や裁判制度、世界的な視野、政治的決定と市民の関与、市民の問題や政治的問題の解決について学ぶ。
11～12 学年	さらに幅広く政治や法律、国際的問題等の解決について、現在の複雑な生活を認識し、歴史や地理の科目との関連も考慮する。さらに世界的な視野と政治的な意思決定に関係する複雑な相互関係を理解する。10 学年までに学んだスキルを深めて、オーストラリアの法システム、民主主義と憲法、世界の政治状況、市民と主権者の問題を批判的に考える。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Civics and Citizenship」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

②数学

1 学年～10 学年の数学 (Mathematics) の中の「マネーとファイナンスに関わる数学」について記す。

図表 144：数学 (Mathematics) の概要

学年	主な学習内容
準備課程～2 学年	数学を学ぶ基礎の期間。数学的な考えを身につける準備を行う。たとえば、数の概念、順序、量の理解、物の集合、位置、動き等を学ぶ。
3～6 学年	生活に関連した意味のある質的な数学の概念を学ぶ。数の延長として測定、幾何学、統計についても学ぶ。分数、小数を学び、数についての理解や統計的な考え方についての理解を深める。
7～10 学年	より抽象的な概念に重点をおき、より複雑な数学の考え方を学ぶ一方で、生徒に数学の概念を現実の状況に適用させ、その関係に興味を持たせる。代数の効用を理解し、代数のモデルとその適用や幾何学について、また、様々なデータの意味とその利用について学ぶ。数学の概念の理解を深め、その概念相互の関係を学習する。ナショナル・カリキュラムでは、数学の必修は 10 学年までだが、さらに勉強したい者にその継続が可能になるような内容にする。
11～12 学年	後期中等教育にて教える数学のコースとして、以下の 4 種類がある。 ① 日常の仕事や生活上の問題を数学的に考える力をつける。 ② 大学での勉強の準備として勉強する。ビジネス、金融、確率、統計、応用代数等が含まれる。 ③ 数学を深く勉強したいという生徒、大学で数学を専攻したい生徒向けのコースとしてグラフ、関数、微積分法、分散と統計等を学ぶ。 ④ 数学に非常に深い興味を持つ生徒、大学で数学や工学を学びたいという生徒向けのコースとして、複雑な数学、ベクトル、三角法、運動学、機械学等を学ぶ。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Mathematics」を基に日本総研作成

③経済

5 学年～10 学年の「人文科学と社会科学」(Humanities and Social Science) の分野において、経済学とビジネス (Economics and Business) の科目が必修となっており、政府の経済政策について学習する。たとえば、10 学年では、生活水準を向上させるために、生産性向上の施策、訓練、労働力開発、租税、就業ビザ、移民、国債の売買等の政策オプションのうち、最適な財政政策・金融政策の選択について学ぶ¹⁷³。

¹⁷³ オーストラリア教育・訓練省及びクィーンズランド教育・訓練省による情報提供。

図表 145 : 「経済とビジネス」 (Economics and Business) の概要

学年	主な学習内容
準備課程～4 学年	正式な学習課程ではないが、家族やコミュニティにおける生活や他の学科の学習を通じて、経済・ビジネスの初歩的な概念に触れることが期待される。
5～6 学年	個人、地域、州から国、世界における経済・ビジネスの基本的な概念を学ぶ。選択の概念を学ぶ。個人や地域における現代の経済・ビジネスの問題についての考えを事実に基づいて話し合う能力を形成する。消費者、労働者、生産者の相互依存関係や個人のファイナンスの意志決定や基本的なビジネスの仕組み等を学び始める。
7～8 学年	コミュニティ、ビジネス、経済生活の主体として自分をとらえ、地域、国、世界の社会問題、環境問題、人権及び倫理問題を考える。引き続き、経済・ビジネスの基本的な概念の理解を深め、それによって、地域・国・世界における現実の問題に適用できるようにする。
9～10 学年	引き続き、世界、国、コミュニティ問題への理解を深め、より複雑な現代の課題に取り組む。地域及び世界的視野を持って経済・ビジネスの分野で複雑な依存関係があることを学ぶ。関連する情報やデータを調査、分析し、仮説や提案を示すこと、証拠を提示して議論することを学ぶ。この段階では、どこまで深めて学習するか、柔軟に対応する必要がある。

出所：オーストラリア政府教育・訓練省「The Shape of the Australian Curriculum: Economics and Business」を基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5-2-2. 租税・財政教育の概要

(1) 教育部門による租税・財政教育

クィーンズランド州の学校における租税、財政教育のカリキュラムにおいては、「基本数学」と「経済とビジネス」の学習分野において租税の概念を教えており、これらは必修の学習内容である。具体的には、7 学年から 10 学年の間に、政府が生活水準を向上させるために、どのような経済政策を行っているかを学ぶ。その際の要点は以下の通りである。

- ・ 生活水準の向上のために行う財政・金融政策の事例。例えば、生産性向上施策、就業支援、租税、就労ビザ、移民、国債の売買等。
- ・ 所得再分配を目的とする政府の施策。例えば、年金、若年層への手当、失業手当、医療や教育等のサービス等。
- ・ オーストラリアがアジア地域の経済成長をどのように支えるのか。例えば、APEC 会議への参加等。
- ・ 最低賃金、政府支出、租税等、生活水準を向上させるための政府サービス。

この他にも、外部効果の例（財・サービスの生産や消費に伴う費用や便益が第三者や社会全体の福祉に影響する）を学び、政府がインセンティブの付与や規制を行うことによって、どのように外部効果が価格に与える効果を抑えられるのか等を調べる。

10 学年の数学では、数学の知識を実生活の中で使う能力が不可欠とされている。例えば、重要な概念「比率」を理解することで、ガソリンの消費、利子の支払い、租税や人口増加等の実生活上の幅広い問題を解決するための概念を身近なものとして学ぶ。

11 学年のビジネス（Business Study）の科目では、ファイナンシャル・リテラシーとして、租税を含む財政・金融の基本的な概念や GST（消費税）の基本的な計算を教えている。

11 学年と 12 学年では、選択科目の「会計」、「経済」、「数学」、「社会・コミュニティ」の科目の中で、租税について教えている。

「経済」の科目では、市場と経済モデルの中での重要概念として、租税を取り上げており、また、現在のマクロ経済政策のトピックとして、政府の財政政策、金融政策の概念、財政運営の評価や理論を取り上げている¹⁷⁴。学校の定期試験の例として、政府が課税最低所得水準と限界所得税率を変更した場合、消費者、企業及びオーストラリア経済の安定に与える影響を論ずるものがある（実際に、2012-2013 年の政府予算では変更がなされた）¹⁷⁵。

クィーンズランド州は、オーストラリア証券投資委員会（The Australian Securities Investment Commission: ASIC）¹⁷⁶を通じて、オーストラリア政府とマネースマート・ティーチング・プログラムの提供（MoneySmart Teaching National Partnership）に合意し

¹⁷⁴ クィーンズランド・カリキュラム評価機構による情報提供。

¹⁷⁵ クィーンズランド・スタディ機構（Queensland Study Authority）現在はクィーンズランド・カリキュラム評価機構に統合。 https://www.qcaa.qld.edu.au/downloads/senior/snr_economics_10_syll.pdf

¹⁷⁶ ASIC の取組については本節(3)官民その他団体による租税・財政教育にて後述。

ており、マネースマート・ティーチング・プログラムは、オーストラリア政府の全額補助によって、州内の学校において利用されている¹⁷⁷。

学校現場においては、デジタル化されている学習指導要領にあたるナショナル・カリキュラムあるいは州のカリキュラムに従って教育が行われているが、教科書の利用や授業のスタイル等について、学校や教員に裁量が与えられている。あまり教科書を使わず、ディスカッションを中心に進める授業も珍しくない。

ある学校の政治（politics）の教員によると、8学年の最後に、自分たちの税金はどう使われているのかというディスカッションを行うことにしているということである。また、11学年の時、税金の計算を通じて所得税、消費税、メディケア税（Medicare Levy）を学ぶということであった¹⁷⁸。別の学校では、9学年の最後に、税金について1時間学ぶということであった¹⁷⁹。

また、授業におけるコンピュータの利用が進んでおり、ある学校では、低学年は教員のラップトップにインターアクティブのホワイトボードを接続して授業を進めており、インターネットへのアクセスも利用している。また、中・高学年では生徒一人一人がラップトップを使って授業が進められるとのことであり、このような形が一般的になっていると考えられる¹⁸⁰。

(2)税務部門による租税・財政教育

①オーストラリア政府税務局による租税・財政教育

ウェブサイトに教育ゾーン（Education Zone）を設け、「税金、退職年金とあなた：Tax, Super + You」というインターアクティブのオンライン教材を開発し、一般及び学校教育用に提供している。インターアクティブのプログラム、ビデオ、クイズを通じて、税金がどのように自分の日常生活に影響しているか、学ぶことができる¹⁸¹。

¹⁷⁷ QCAA による情報提供。教材の利用は任意である。

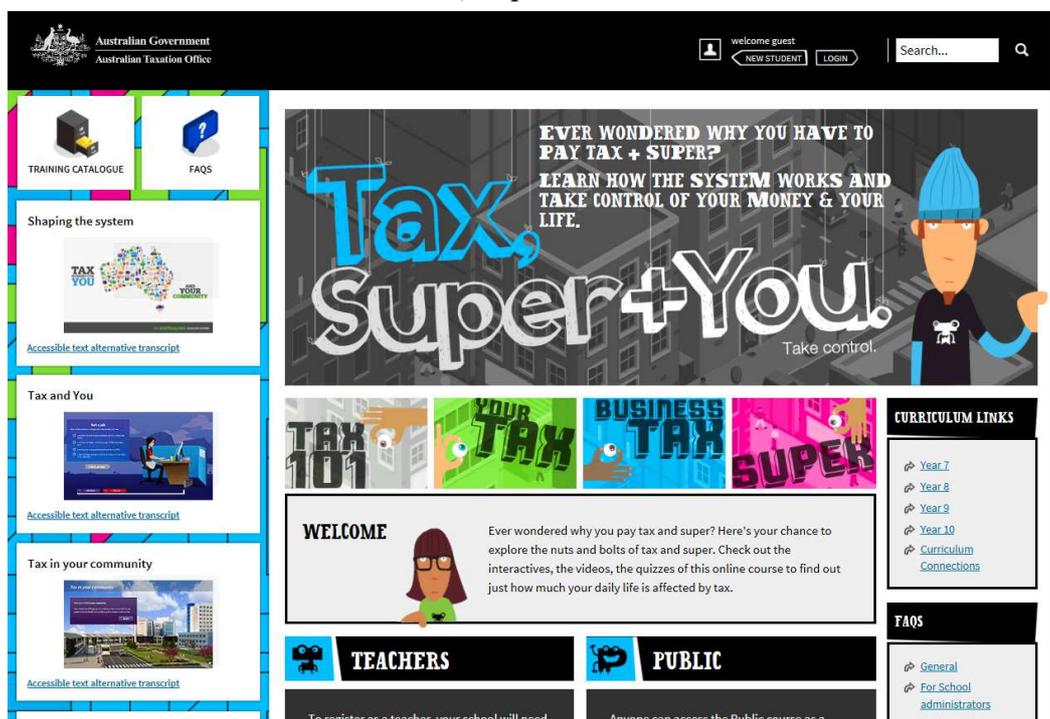
¹⁷⁸ Banksia Beach State School

¹⁷⁹ Ellenbrook Secondary College (Western Australia)

¹⁸⁰ Banksia Beach State School 教員からの情報提供による。

¹⁸¹ <http://www.ato.gov.au/General/Education-zone>

図表 146 : Tax, Super + You ウェブサイト



出所：オーストラリア政府税務局ウェブサイト（税金、退職年金とあなた：Tax, Super + You）

<インタラクティブのビデオクイズの一例>



- ・ 自分の部屋にいる女の子がそこにある物、たとえば、インターネットに接続しているコンピュータをクリックすると、その物が税金とどう関係しているかという問いと答えの選択肢が出るので、選ぶ。
 - 1 税金がかかっている。
 - 2 租税収入から補助がある。
 - 3 税金とは関係がない。
- ・ 正しいか間違っているかを示した後、正しい解答は1と2であるとしてその説明が続く。

- ・ 「租税収入の一部は、銅線ケーブルや光ファイバーのネットワーク等のインフラの整備に使われている。ほとんどの物品は、消費税（GST）10%がかかっており、インターネット接続も課税されている。」 こうして、インターネットへの接続は、税金収入からの補助があると同時に税金もかかっていることを学ぶ¹⁸²。

<「コミュニティと税金」ーインターアクティブ・アクティビティの一例>



- ・ 初めに、生徒は連邦・州・地方自治体の3つのレベルの政府が医療、ごみの回収等のサービスの責任をもつことを学ぶ。続いて、あるコミュニティに洪水の被害が発生したと仮定し、その危機的な状況において、地域の福祉、経済、環境を基準にして、適切に財源分配を行うことの難しさを学ぶ。このように、クイズやアクティビティを通じて授業や自習が進められる¹⁸³。

この教育ゾーンでは、オーストラリアの予算、税収と支出、税制の変遷、国、州、自治体の関係、税の種類等をわかりやすく説明し、税と退職年金の関係、納税者番号、納税申告、法人税、GST、退職年金についても扱っている。

誰でもオンラインでアクセスでき、登録すれば、クイズやフォーラムに参加できる。ナショナル・カリキュラムの7～10学年にリンクしており、どの学年のどの科目が関連しているかが一目でわかる¹⁸⁴。

政府税務局は、オーストラリア・カリキュラム評価報告機構（Australian Curriculum Assessment and Reporting Authority: ACARA）及びASICと同意書を交わしており、「税金、退職年金とあなた」は、2017年に正式にナショナル・カリキュラムの一部になり、電子化されたナショナル・カリキュラムには、「税金、退職年金とあなた」へのリンクがつ

¹⁸² <https://www.taxsuperandyou.gov.au/content/interactive-tax-and-you>

¹⁸³ <https://www.taxsuperandyou.gov.au/content/accessible-transcript-activity-a42-tax-your-community> 及び学校教員による情報提供。

¹⁸⁴ <https://www.taxsuperandyou.gov.au/>

例えば7学年のカリキュラムは以下を参照。
https://www.taxsuperandyou.gov.au/sites/default/files/Year_7.pdf

けられ内容を確認できるようになっている¹⁸⁵。学校において教員が授業に適した形で利用することが可能で、また、生徒が自宅でアクセスすることもできる。

(3)官民のその他団体による租税・財政教育

①ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017

オーストラリアにおける、ファイナンシャル・リテラシー教育の観点からの租税・財政教育の充実の基盤となっているのが、政府機関や企業・業界団体、NPO 等が連携して策定した「ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-2017」である。この策定の背景として、オーストラリア社会が成熟し、ファイナンシャル・システムが発展したことにより、ファイナンシャル・リテラシーが、消費者・投資者双方にとって、重要なスキルであることが認識されたことがある。コミュニティの中でファイナンスの知識・理解のあるグループとないグループで老後の生活資金の確保等に大きな差が生じているとのことである。

この戦略の推進にあたり、重要な役割を担っているのが ASIC であり、毎月、関係団体との連絡会議を開催する等戦略の中心的役割を担っている¹⁸⁶。

¹⁸⁵ 税務局年次報告 2016-17

¹⁸⁶ 2008 年にファイナンシャル・リテラシー財団の役割が ASIC に移されたことを受け、理事会の承認の下、ASIC が 2011 年にファイナンシャル・リテラシーに関する最初の戦略を策定していた。これを 2013 年に見直し、現在の戦略が策定された。

ASIC ウェブサイト <http://www.financialliteracy.gov.au/supporters/government>

図表 147：ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略
ファイナンシャル・リテラシー理事会

政府機関（例）	企業・業界団体（例）	コミュニティ・NPO 団体（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investment Commission) ・ 税務局 (Australian Taxation Office) ・ 福祉サービス局（仮訳） (Department of Human Services) ・ 社会福祉局（仮訳） (Department of Social Services) ・ オーストラリア準備銀行 (Reserve Bank of Australia) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ANZ 銀行グループ (ANZ Banking Group) ・ オーストラリア銀行協会 (Australian Bankers' Association) ・ オーストラリア小売クレジット協会 (Australian Retail Credit Association) ・ 退職年金協会 (The Association of Super Annuation Funds) ・ コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank) ・ ファイナンシャル・プランニング協会 (Financial Planning Association) ・ 保険ブローカー協会 (National Insurance Broker Association) ・ ウェストパック・デビッドソン研究所 (Westpac Davidson Institute) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10thousandgirl [若い女性向け団体] ・ 消費者法センター (Consumer Action Law Centre) ・ ファイナンシャル・カウンセリング・オースラリア (Financial Counselling Australia) ・ ファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア (Financial Literacy Australia) ・ ファイナンシャル・オンブズマン・サービス (Financial Ombudsman Service) ・ クレジット・投資オンブズマン (Credit and Investments Ombudsman) ・ アボリジニー・消費者援助ネットワーク (Indigenous Consumer Assistance Network) ・ The Salvation Army [チャリティ団体]

出所：ASIC ウェブサイトを基に日本総研作成

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

政府機関については、租税、金融、福祉関係の団体が、学校教育へのサービスや一般への情報提供を行っている。企業・業界団体については、大手金融機関、金融業界団体等が情報提供や学校教育へのサービス提供を行っている。コミュニティ・NPO 団体については、消費者団体、コミュニティサービス団体、チャリティ団体等が、それぞれターゲットとする層（中高生、若年層、低所得層、経済的問題を抱える人、特定地域等）に対して情報提供、研修、カウンセリング等を実施している。

以下、ファイナンシャル・リテラシー戦略に参画している機関による租税・財政教育の例を記す。

(ア) オーストラリア政府証券投資委員会 (Australian Securities & Investments Commission: ASIC)¹⁸⁷による租税・財政教育

ASIC はファイナンシャル・リテラシー向上の推進において重要な役割を果たしており、その活動の概要については以下の通りである。

1. 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組み

2005 年の OECD の提言 を受けて作成された「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組みは、ASIC によって 2011 年に改訂されている。この枠組みの目的は、次の通りである。

- ・ 学校教育課程において「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を位置付ける。
- ・ 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を生涯学習として支援する。
- ・ 小学校準備課程から 10 学年までの学校カリキュラムに組み込み、学習の向上を支援する。

この中で、学年ごとにファイナンシャル・リテラシーの学習ポイントが示されている。例えば 8 学年におけるポイントは次の通りである。

- ・ 実生活における消費者の権利と責任を検討する。
- ・ 現金、クレジットカード、先払い、オンライン等異なる支払い方法の長所と短所を検討する。
- ・ 広告やソーシャルメディアを使って消費者の意思決定に影響を与えるマーケティング戦略を説明する。
- ・ 政府とコミュニティのボランティア部門が、経済的な支援を必要とする人々へ援助を行うことの費用と効果を学ぶ。

¹⁸⁷ ASIC は企業、市場、金融サービスの規制を行う独立政府機関である。

また、選択科目となる 10 学年では、所得を得て税金を払うことが、広く経済と社会に対してどのような意義があるのかを学ぶことが一つのポイントになっている。

2. ナショナル・カリキュラムとファイナンシャル・リテラシー

最近、ナショナル・カリキュラムは、「消費者とファイナンシャル・リテラシー」を関連づけるポータルサイトを開設した。このサイトでは、政府税務局の「Tax, Super+You」のプログラム及び ASIC のマネースマート・ティーチング・プログラム等へのリンクが貼られている。マネースマート・ティーチング・プログラムは、学校を通じた金融経済教育を支援することを目的としており、授業教材の提供や教員向けの研修等を行っている。

3. ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略 2014-17 アクション・プラン

ASIC は戦略のアクション・プラン を定め、戦略全体の推進を図っている。例えば次のような取組を進めている。

- ・ 「消費者とファイナンシャル・リテラシー」の枠組みを 11 学年と 12 学年にも拡大することを働きかける。
- ・ マネースマート・ティーチング・プログラムの研修受講実績を少なくとも 20,000 人以上とする。
- ・ 学校の生徒を対象とする無料のワークショップを行う。
- ・ 教材の情報を携帯電話で扱えるようにする。
- ・ 家で「お金」の話をするように生徒の親に働きかける。
- ・ 政府が補助する他のプログラムやサービスの提供機関と協力する。
- ・ 戦略に参加する団体とプレゼンテーションの協力や情報の共有を行う。
- ・ 関係団体のネットワーク、フォーラム、ワークショップを通じて、協力関係を強める。
- ・ 国際的なフォーラムに積極的に参加する。
- ・ 引退した高齢者等に投資のリスク等について理解を深めるように働きかける。
- ・ 金銭問題を抱える人やハンディがある人に実用的な指導や支援を行う。
- ・ ファイナンシャル・リテラシーに関する調査を行う。
- ・ OECD の資料を使ってプログラムの評価を行う。

関係団体のフォーラムにおいては、戦略の進行状況のハイライトが示される。2015 年にシドニーで開催されたフォーラムでは、中心となっている約 150 の団体が参加した。

(イ)福祉サービス局

個人のファイナンスの管理についての情報提供、カウンセリングサービスを行っており、

税金滞納についての相談も受けている。

(ウ)コモンウェルス銀行 (Commonwealth Bank)

生徒のファイナンシャル・リテラシーを向上させるため、スタート・スマートプログラム (Start Smart Program) を小学生・中高校生・職業訓練校学生向けの3種類作成し、ワークショップの開催または学校への教材提供を行っている¹⁸⁸。

中高生の生徒向けのワークショップのトピック例

- ・ 初めての仕事
- ・ 従業員の権利と責任
- ・ 賞与
- ・ 課税基準額
- ・ 納税者番号と納税申告
- ・ 給与明細の確認

(エ)ウェストパック銀行のデビッドソン研究所 (Westpac Davidson Institute)

ウェビナー (2方向ウェブカンファレンス)、ビデオ、さまざまなツールを使って、個人のファイナンスを管理する方法を教える¹⁸⁹。

(オ)10thousandgirl (NPO 団体)

若い女性 (18~45 歳) を対象に、ファイナンシャル・リテラシーを向上するため、ライフ・プランの作成を指導する。有料でオンライン講座、ワークショップ、ローカル・グループへの参加等を提供する。学習のトピック例としては、「日常のお金管理」「保険の見直し」「投資と貯蓄」「個人的な借金の返済」「基本的な税金の理解」といったものがある。

②オーストラリア・ビジネス教育 (Business Educators Australasia: BEA) による租税・財政教育

ファイナンシャル・リテラシー戦略の外の民間団体として、オーストラリア公認会計士協会 (CPA) の関連団体であるオーストラリア・ビジネス教育 (Business Educators Australasia: BEA) がある。

政府税務局は、BEA 及びオーストラリア教育訓練省と協力して、「Tax, Super + You」の教材を開発した。また、BEA は、2011 年に改訂された「オーストラリア消費者及びファイナンシャル・リテラシーの枠組み」(National Consumer and Financial Literacy Framework) を推進し、ナショナル・カリキュラム及び教材の開発、提供にも関わってい

¹⁸⁸ <http://www.startsmart.com.au/home/startsmart-programs/>

¹⁸⁹ <https://www.davidsoninstitute.edu.au/>

る。生徒が 10 学年までに、連邦、州及び地方自治体の政府のそれぞれの性格とその政策の影響を理解、評価し、財政支出増加の乗数効果やどのようにオーストラリアの所得、生産及び雇用を向上させるかを説明できるレベルになることを目指すとしている¹⁹⁰。

③オーストラリア教育サービス (Education Services Australia) のサービスによる租税・財政教育 (市民教育的側面)

政府系の非営利団体であり、学校を始めとする教育機関へのサービスを行っている。教育に関する調査研究、カリキュラム・評価の開発、教材の開発・提供等を行っている¹⁹¹。特にデジタル教材スクートル (Scootle) は、ナショナル・カリキュラムに対応しており、ほとんどの州の学校で使われるようになっている¹⁹²。

また、市民 (公民) 教育のウェブサイト (Civics and Citizenship Education) を運営しており、市民 (公民) 教育に関する教材、情報、活動の機会提供や教員、学生、生徒の親等との連携を図っている¹⁹³。

(4)その他特徴的な租税・財政教育

オーストラリアは移民国家であり、移住して間もない成人移民に対して、オーストラリア政府は職業訓練校である TAFE (Technical and Further Education) において、無料の英語の授業 (Adult Migrant English Program: AMEP) を提供している。510 時間を上限に、オーストラリア全国の 250 校で授業が行われており、授業時間中には無料の保育サービスも受けられる。

このプログラムに付随して、永住権を獲得するための試験対策も行われており、その中で、市民権に伴う責任と権利、オーストラリア社会への参加、連邦、州、地方自治体 3 つのレベルの政府の役割と相互の関係についても触れられている。

オーストラリア政府移民・国境警備局 (Department of Immigration and Border Protection) は、オーストラリア市民権の試験の教材として、次の 3 つを柱にビデオを交えた情報提供を行っている¹⁹⁴。

1. オーストラリアとその人々
2. オーストラリアの民主主義、権利と自由

この中の「オーストラリア社会への参加」の部分に、納税がオーストラリアのコミュニティに貢献する重要な方法と位置づけている。税金が医療、教育、防衛、道路、鉄道、社

¹⁹⁰ <https://www.bea.asn.au>

¹⁹¹ <http://www.esa.edu.au/projects/>

¹⁹² <http://www.esa.edu.au/projects/scootle>

¹⁹³ <http://www.civicsandcitizenship.edu.au>

¹⁹⁴ <https://www.border.gov.au/Trav/Citi/pathways-processes/Citizenship-test>

会の安全のために使われており、働いて税金を納めることにより、こうした重要なサービスを支えることができる。州政府や地方自治体もサービスの提供のために課税を行っている」とある。

3. オーストラリア政府と法律

(5) 租税・財政教育の実施状況

税務局は、ウェビナーによって、あるいは学校への出前講座として、生徒や学校のスタッフに、**Tax, Super + You** の使い方、納税者番号、税金と退職年金、納税申告についてのセミナーを提供している。年次報告 2015-16 によれば、350 の学校にウェビナーあるいは訪問によって、サービスを提供した。

今後、政府税務局のインタラクティブのオンラインプログラム「**Tax, Super +You**」やビデオ提供を主とする ASIC の「**Money Smart Teaching Program**」の利用が今後、拡大していくと見られる。

また、金融機関が提供する学校用プログラムの例として、コモンウェルス銀行の「スタート・スマート・プログラム」は、2016 年に 595,369 人の学校生徒に教育を行った実績を持つ。このプログラムの 9～11 学年向けのプログラムの一つ **Start Earning** のワークショップは、45～60 分の参加型の授業で、課税基準額、納税者番号、納税申告を含め、働き始めると関わる税について学習する。ビデオやクイズ等様々なツールを使って、生徒たちが収入を得た際の生活について学習を行う。

このような授業を行うための教材を教員に提供することも行っており、そこには、レッスン用ビデオ、カリキュラムに対応したレッスンプラン、生徒が楽しみながら学べるアニメーション教材が含まれている。

ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略の年次報告 2014-15 において、戦略の進行状況 2014-15 の概要が報告されている。

- ・ ASIC のマネースマート・ティーチング・プログラムの研修に 4,000 人の教員が参加。
- ・ オーストラリアの学校の 1/3 が上記プログラムを利用。
- ・ コモンウェルス銀行のスマートスタート・プログラムに 30 万人の生徒が参加。
- ・ ASIC のマネースマートのウェブサイトには 500 万人がアクセス、15 万人が携帯等のアプリケーションをダウンロード。
- ・ 17 万人が政府人材サービス省 (Department of Human Services) のインフォメーションサービスに相談。
- ・ ANZ 銀行の マネーマインド (MoneyMinded) プログラムに 53,200 人が参加。
- ・ ナショナル・ファイナンシャル・カウンセリング・ヘルプライン (National Financial Counselling Helpline) に 14 万人が電話。

- ・ 12万人がファイナンシャル・カウンセリング・オーストラリア(Financial Counselling Australia) による対面のファイナンシャル・カウンセリングを受ける。
- ・ ナショナル・フォーラム（ビデオ会議）に 850 人のメンバーが参加し、調査、プログラム、プロジェクトに関する情報交換を行う。

5-2-3. 租税・財政教育に関わる人材に対する教育研修の状況

(1) 州政府による研修

一般的な教員の研修については、クィーンズランド州では、教育訓練省やカリキュラム評価機構が、カリキュラムの変更があった時等にワークショップを行っているということである¹⁹⁵。ある学校では、年 30 時間を研修時間の目安として、校内で科目のリーダーによる研修等に自由に参加するということである¹⁹⁶。

(2) オーストラリア教育・学校研究機関 (Australian Institute of Teaching and School Leadership) ¹⁹⁷による研修

オーストラリア教育・学校研究機関は連邦政府によって設立された公社で、連邦政府の補助金を受けて運営されている。新任教員の研修、校長のリーダーシップ研修等に力を入れているほか、様々な教材を提供している。

(3) その他官民の団体による研修

消費生活やファイナンシャル・リテラシーについて、ASIC を始めとした民間団体も含め、多くの団体が教員向けの教育研修をしている。オンライン研修が中心であり、ウェビナーと呼ばれるオンラインセミナーが行われている。その他にも、学校において出前ワークショップ、教材提供等を行っている。

ASIC では、ファイナンシャル・リテラシーの推進の重点を学校教育に置いており、そのために、学校教員に対してマネースマート・ティーチング・プログラムの研修及び教材提供する等の支援活動を活発に行っている。

オーストラリアの教員研修システムにおいては、教員は州ごとに登録を行い、最低 20 時間の研修時間の確保が保障されている。認定された研修のうち、どの研修を選ぶかは原則として教員が選択する。マネースマート・ティーチング・プログラムは、認定研修として認められている。

ASIC は、研修に参加してマネースマート・ティーチング・プログラムを利用するよう、学校の校長や研修担当教員に対し、フェイスブック、ツイッター、電子版ニュースレターで呼びかけている。研修は、会議等の機会に行われる対面の研修とオンラインによる研修があ

¹⁹⁵ クィーンズランド・カリキュラム評価機構 (Queensland Curriculum and Assessment Authority: QCAA) による情報提供。

¹⁹⁶ Dolby State High School 教員による情報提供。

¹⁹⁷ <http://www.aitssl.edu.au/>

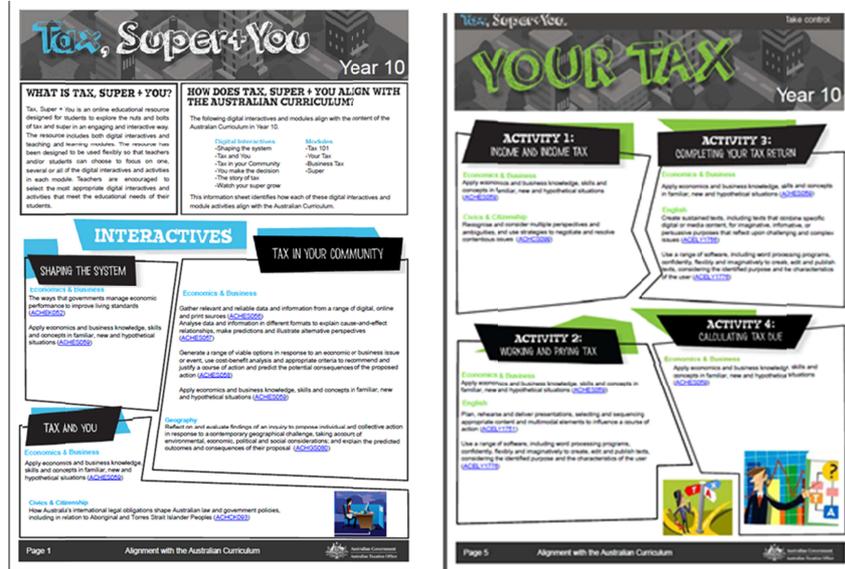
る。2時間の入門研修には、過去2年間で800人の教員が参加し、2011年から数えると20,000人の教員が受講している（5時間のオンライン研修の講座もある）。

この研修、プログラムは、数学、経済、ビジネス等の教科の教員に限定したものでなく、全ての教科の学習において、フィナンシャル・リテラシーの教育を織り込むことを目的にしている。例えば、日本語の授業において、日本でショッピングする場合に、外国の通貨の支払いという要素を盛り込み、語学の勉強の中にファイナンシャル・リテラシーの勉強も含まれるようにする、等である。

教員への教材提供は、ビデオ、オンライン教材等学年別に様々なトピックを用意している。現在、オーストラリアの学校ではICTの活用が進んでおり、インターアクティブなデジタル・ホワイトボードやタブレット等を利用し、オンラインで授業を進める場合も少なくないとのことである。

5-2-4. 租税・財政教育で用いられる教材例

図表 148: 「税金、退職年金とあなた: Tax, Super + You」での教員向け授業ガイド (10年生向け)



出所: オーストラリア政府税務局ウェブサイト (税金、退職年金と君: Tax, Super + You)

図表 149: 数学の教科書の例

(左: 「消費者金融と投資」分野の目次、右: 不動産投資の際の課税についての計算)

Chapter 3 — Consumer credit and investments 42

- Skills check 42
- Exercise 3A — Flat rate interest 42
- Investigation — Flat rate interest loan calculator 44
- Investigation — Home loan calculator 44
- Exercise 3B — Home loans 45
- 10 Quick Questions 1 50
- Exercise 3C — The cost of a loan 51
- Investigation — Researching home loans 52
- Investigation — Constructing a loan repayment schedule using a spreadsheet 52
- Exercise 3D — Loan repayments 53
- Investigation — Loan repayments 53
- Exercise 3E — Bonds, debentures and term deposits 53
- Exercise 3F — Bank savings accounts 55
- 10 Quick Questions 2 61
- Exercise 3G — Investing in real estate 62
- Investigation — Rent or buy? 64
- Exercise 3H — Investing in the stock market 64
- Exercise 3I — Graphing share performance 66
- History of mathematics — The Wall Street Crash 66
- Research 66
- Investigation — Stockmarket 66
- History of mathematics — The Dow Jones Industrial Average 66
- Average 66
- Research 66
- Chapter review 66

Exercise 3G — Investing in real estate

- 1 a** Sale price = \$79 950
 Commission = 5% of \$18 000 + 2.5% of (\$79 950 - \$18 000)
 = \$900 + 2.5% of \$61 950
 = \$900 + \$1 548.75
 = \$2 448.75
- b** Sale price = \$128 250
 Commission = 5% of \$18 000 + 2.5% of (\$128 250 - \$18 000)
 = \$900 + 2.5% of \$110 250
 = \$900 + \$2 756.25
 = \$3 656.25
- c** Sale price = \$462 000
 Commission = 5% of \$18 000 + 2.5% of (\$462 000 - \$18 000)
 = \$900 + 2.5% of \$444 000
 = \$900 + \$11 100
 = \$12 000
- 2 a** GST on \$2 448.75 = 10% of \$2 448.75
 = \$244.88
- b** GST on \$3 656.25 = 10% of \$3 656.25
 = \$365.63
- c** GST on \$12 000 = 10% of \$12 000
 = \$1 200

出所: John Willy & Sons Australia 「MATHS Quest MATHS A FOR QUEENSLAND」

5-2-5. 租税教育を進める上での工夫点

市民科等の社会科系の科目のみならず、経済、数学といった科目において、実践的な学習を行っている。個人にとって具体的な税との関わりを学習することができ、生徒の税に対する理解を深める一助となっている。

オーストラリアでは、ファイナンシャル・リテラシー教育の重要性が認識されており、租税・財政教育もそうした金融、経済についての学習と合わせて近年充実が図られている¹⁹⁸。10 学年までの義務教育期間では、「数学」の科目において、租税を含む実生活におけるマネーとファイナンスについて学び、「経済学及びビジネス」の科目において、政府が人々の生活水準を向上させるための政府の財政・金融政策の一環として租税が扱われている。

政府税務局は、学校における租税教育に力を入れており、インターアクティブのオンラインプログラム「Tax, Super +You」によって教材提供、教員の研修等を拡大している。身近な経済活動を通じて、クイズやアクティビティを用いて税金について学ぶことができる。また、ASIC が提供する「マネースマート・ティーチング・プログラム」を利用する学校も増えており、実生活における個人のファイナンス管理について学べるようになっている。

また、金融機関や多くの民間団体もファイナンシャル・リテラシーの向上を目指して、学校教育への教材提供、教員研修等を行っている。ASIC が主導し、政府機関、企業・業界団体、NPO・コミュニティ団体が各々のプログラムを提供するナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略の進展に従い、提供される教材の利用が進むと考えられる。

さらに、ナショナル・ファイナンシャル・リテラシー戦略によって、政府機関、企業・業界団体、NPO・コミュニティ団体は、一般の人々やコミュニティに対しても多くのプログラムを提供しており、その利用の拡大が期待される。

¹⁹⁸ オーストラリア教育・訓練省による情報提供。

5-3. 税務広報

5-3-1. 税務広報の概要

(1) 租税に関する情報提供

税務局による広報の目的は、租税と退職年金制度に積極的に参加を促すことにより、オーストラリアの経済及び社会福祉に貢献することであるとしている¹⁹⁹。

オーストラリア税務局は納期の案内、税金の使途、税制度、税務局組織の規模・実績・特徴・目標等について広報活動を行っている。活動実績として、税込、管理費、タックスリターンの総額、個人納税者数、自営業者納税者数、大企業と多国籍企業数、退職年金に関するデータ等の公開を行っている。

情報提供の方法としては、申告書への同封説明書、納税領収書への同封説明書、政府税務局ウェブサイト、財務省ウェブサイト、TV、ラジオ、ビデオ配信、ソーシャルメディア、スマートフォン、タブレット向けのアプリケーション、地域図書館を利用した情報提供等、多様な機会を捉えて広報を行っている。また、政府税務局は、情報提供の電子化を強力に推進している。

2014年の納税時期に、税務局が YouTube で公開した電子納税申告の説明動画は 100 万回以上の視聴があり、フェイスブックの税金詐欺についてのお知らせには、240 万のアクセスがあった²⁰⁰。

図表 150：オーストラリア政府税務局の広報活動

広報媒体	種類	概要	実施時期
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・納税領収書及び添付の説明書 ・ダイレクトメール（主に事業者向け） 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「税金の使途を示すグラフ」を添付 	納税時期等
税務局ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・税務局広報の基盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務局全般にわたる情報（制度、手続き、事業活動実績等、動画が多数含まれる） ・動画ニュース ・長官スピーチ ・個別テーマキャンペーンの展開 	常時
ラジオ テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・納税状況や税務局の活動のお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・長官によるお知らせ ・個別テーマキャンペーンの展開 	随時

¹⁹⁹ 政府税務局広報担当からの情報提供による。

²⁰⁰ 政府税務局ウェブサイト

<http://www.ato.gov.au/About-ATO/Access-accountability-and-reporting-the-community/Our-effectiveness>

広報媒体	種類	概要	実施時期
ソーシャル メディア: フェイスブ ック ツイッター YouTube	・税務局の情報全般 ・注意喚起（詐欺について 等）	・税制度、手続き等の説明 ・税務局活動のお知らせ ・動画を多数利用 ・個別テーマキャンペーンの展開	常時
SMS	・個別納税者へのお知らせ	・納税時期のお知らせ（遅れがちな納税 者向け） ・納税申告の処理状況 ・納税申告の遅れた納税者に返済のオブ ションを提示	納税申告時期 等
電子メール	・個別納税者へのお知らせ	・納税者の myGov アカウント等に同上 のお知らせを送信 ・個別テーマキャンペーンの展開	納税申告時期 随時

出所：オーストラリア税務局ウェブサイトを基に日本総研作成

個別のテーマによるキャンペーンにおいては、複数の広報媒体が使われることが多い。税務局が 2014 年に行った退職年金（superannuation）についての 3 週間のキャンペーンを例にとる²⁰¹。退職年金制度は税制に深く関わっているが、女性の積立額が男性に比べて非常に少ないということが社会問題になっている。

図表 151：退職年金（superannuation）についてのキャンペーンでの広報活動

女性問題の会議や「女性の日」に合わせた広告
女性雑誌への記事掲載
税務局のウェブサイトにキャンペーンビデオを掲載（37,000 の視聴）
リンクトイン（LinkedIn）等の有料オンライン広告を利用
フェイスブックにキャンペーン掲載（14,000 の閲覧）
ニュースレター発信（190,000 通の電子メール）

出所：オーストラリア税務局ウェブサイトを基に日本総研作成

²⁰¹ 税務局ウェブサイト

(2)納税に関する相談・サポート体制

①オーストラリア税務局による納税に対する相談・サポート体制

政府税務局は、所得税納税申告時期（7月から10月）に、各地でボランティアによる納税支援サービスを行っている。税務局が訓練した資格のある地域のボランティアが、年間所得が50,000豪ドル以下の個人を対象に、オンライン納税システム myTax を使って申告を手伝う仕組みである。2016年には、40,000人がサービスを利用した実績がある²⁰²。

クィーンズランド州モートンベイ広域自治体では、2016年所得税納税申告時期（7月から10月）に、市内8か所の図書館でこうした支援を行った²⁰³。

②税理士に対するサポート

納税申告において税理士の果たす役割が大きいことから、ATO は、税理士に対する指導、支援を行っている。

2016年の初めには、新規に開業した者等250か所の税理士事務所を訪れて、実際にオンライン納税申告のやり方等実務の指導を行った。

また、2016年には、税理士が納税申告をするのに使われる新しいシステム「税理士納税サービス」(The practitioner lodgement service) が開発され、過去の納税申告データ等税務局のデータが税理士のシステムに提供され、税理士が容易に納税申告業務を行えるようにしている²⁰⁴。

③身近な場所に臨時オフィス (ATO pop up offices) ²⁰⁵

2016年の納税申告時期に、全国のショッピングセンター30か所に臨時オフィスを設置し、税金に関する質問を受け付けるとともにATOのデジタル・サービスの普及を図った。

(3)その他特徴的な普及啓発活動

①オーストラリア税務局によるICTを活用した広報活動の強化

オーストラリアでは、近年、納税を中心とする税務システムのデジタル化、オンライン化の進展が著しく、2015年には納税オンラインシステム myTax による申告が1,800万件に上り、460万人が税務局アカウントを myGov アカウントに接続した²⁰⁶。

デジタル化、オンライン化等新たなシステムによって納税が容易、確実、迅速になり、サービス向上につながるとして、納税者に理解を求め、その積極的な利用を促すことが、現在の税務広報の主たる目的の一つであると考えられる。

また、管理コストも大幅に削減し、2015年の削減額は2億9,770万豪ドルとしている²⁰⁷。

²⁰² 税務局年次報告 2015-16

²⁰³ Moreton Bay Regional Council ウェブサイト <http://www.moretonbay.qld.gov.au/libraries/tax/>

²⁰⁴ ATO 年次報告 2015-16 P35

²⁰⁵ ATO 年次報告 2015-16 P21

²⁰⁶ 税務局年次報告 2015-16

²⁰⁷ 税務局年次報告 2015-16

税務システムのデジタル化、オンライン化及び人々が日常的に使うメディアの変化に伴って、税務局の広報媒体も以下のように大きく変わりつつある。

- ・ ウェブサイト等における動画の多用
- ・ ソーシャルメディアの利用（フェイスブック、ツイッター、YouTube）
- ・ SMS、個人宛て電子メールを利用
- ・ 税控除のツール等携帯やタブレットの利用を便利にするアプリの提供とその使い勝手の向上
- ・ ボイス認証等のセキュリティの向上

デジタル化、オンライン化により、納税者に対するアドバイスや手引きも個人の状況に合わせて行うことが容易になっている。2015-16年の納税時期には、50万人以上の個人納税者に対して申告手続きが終了し、納税額が確定したことが通知されている²⁰⁸。

政府税務局は、納税申告を容易にするための施策として、スマートフォン、タブレット等のアプリの普及、税控除を計算するツールや安全なボイスプリントのシステムの導入、同業のビジネスとの比較データが見られること等を挙げている²⁰⁹。オンライン申告をした後は、トラッキングすることもできる。より簡単に納税や退職年金のオンラインシステムを使えるよう、常に最新の情報技術の導入を図るとしている。

ATO のウェブサイトは「税制度への積極的な参加の促進」として、人々が容易に参加できるようにすること及び最新のサービスを提供できるように IT システムに投資することが重要としており、次の点を挙げている²¹⁰。

- ・ 税金の支払いをスムーズにするために、通知の表現等を変えて納税者とのコミュニケーションを改善する。実験的に、督促状に「ほとんどの納税者は全額払っており、債務を払わない者はコミュニティに対して義務を果たしていない」という文を入れるとともに「もし直近の 7 日以内に満額を支払っているのなら、この通知を捨ててください」と表現を入れると、納付率が数%上昇することがわかった。
- ・ 政府のデジタル化戦略に従って、紙からインターアクティブのオンラインのコミュニケーションに移行する。
- ・ オンライン納税の場合に一部データを入力しておいて納税者の申告の手間を少なくしたり、アドバイスの手紙によって納税者の行動を変化させる。
- ・ フェイスブック、YouTube 等ソーシャルメディアを積極的に活用して、納税時期等に直接、人々に納税手続きに関する情報やキャンペーン情報を送るほか、常時、税サービ

²⁰⁸ 税務局年次報告 2015-16、Performance Reporting

²⁰⁹ 税務局ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/general/online-services/ato-app/>

²¹⁰ <http://www.ato.gov.au/about-ato/access,-accountability-and-reporting/informing-the-community>

スについて教育を行っている。これによって、コミュニティがより有用な情報を得て租税システムに容易に参加することが可能になり、強制的な処置や煩雑な手続きを減らすことになっている。

- ・ 実際に、納税オンラインサービスの利用や SMS 等デジタルのメディアによって早期に納税者に連絡することにより、納期内支払率の向上や税債務の減少が見られているとする²¹¹。

環境の変化に対応して、オーストラリアの税務システムはデジタル化、オンライン化といった大きな変革に挑戦している。2014 年を区切りに、新たな方向へと進みつつある税務行政において、税務広報は大変重要な役割を担っている。納税者の一層の理解を求めていく必要があることから、税務行政がどのように変化し、納税者にとって税務サービスがどのように向上するのか、税務局はウェブサイトにおいて長期的な変化の展開及び 2015 年以降の年ごとの施策を示している²¹²。こうした変化に伴い、問題が発生することもある。2017 年 2 月上旬には、ハードウェアの問題により税務システムがダウンし、週末をはさんで復旧に数日を要した。2016 年 12 月にもシステム・ダウンがあり、大きな問題となった。デジタル化、オンライン化の推進には、そのシステムへの信頼性を確保する広報が欠かせない。さらに、高齢者等こうした変化に対応するのが難しい納税者への配慮も必要であり、今後具体的な施策を講じることが求められている。

長期的なビジョンを基に、段階を踏んだきめ細やかで多様な広報戦略がさらに必要とされていると考えられる。

²¹¹ 政府税務局年次報告 2015-16 実績報告 <https://annualreport.ato.gov.au/>

²¹² 税務局ウェブサイト

<https://www.ato.gov.au/About-ATO/About-us/Reinventing-the-ATO/Program-blueprint-summary/>

図表 152：租税と退職年金システムの進化に向けた青写真

	1986年以前	1986-2014年	2020年以降に向けて
環境	PCなし インターネットなし TVと印刷物	PC インターネット・携帯電話 人々の期待が変化	グローバリゼーション デジタル経済 ソーシャルメディア コミュニティの期待が急速に 変化
税務行政	ATOの評価 (全ての情報開示に基づく)	自己評価 (正確・適正なステートメントに 基づく)	新たな自己評価 (統合デジタルソリューション、より 強固な関係)
顧客対応	窓口、郵便、電話	コールセンター 現場サービス デジタル・サービス開始	適正なサービス・適正な タイミング
行政の姿勢	基準を設定し、収入を確保 する	相互の義務に合意し、収入を確保 する	コミュニティの基準と期待 をふまえて、納税者の正確 な税の支払いを確保する
職場の あり方	個人、厳格な手続き、規定 に重点を置く	チーム、多様なスキル、厳格な手 続き及び規定により重点を置く	個人とチームによる柔軟で 高めあうネットワーク
組織形態	地域別の部局	マーケット別の部局	顧客全体、政府全体、税務 局全体
主たる媒体	紙に記録	紙から電子媒体へ	統合デジタル・ソリューシ ョン
ビジネス・ デザインの 主眼	内向き	コミュニティの声を聴く	手続き等を容易にして、積 極的な参加を促進
リスクの 考え方	リスクを許容しない	リスク回避	適切なリスク管理
リスクの 取り扱い	リスクによって区別せず、 ランダムに選ぶ	コンプライアンス・モデル及びリ スク選別基準による	それぞれのリスクに合わせ て適切に対応する
コンプラ イアンス の重点	100%評価	リスクに基づいて確認し、監査す る	自主的なコンプライアンス の増加

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

上記表に記されているように、税務行政や顧客対応等において ICT を活用し、より迅速で、個人に対して最適化したサービスを提供できるよう改善を進めている。

(4) 租税・財政教育に対する予算・費用

ATO 年次報告 2015-16 によると²¹³、同年の税務広報にかかった費用の総額は約 650 万豪ドルであり、内訳は下記の通りである。

図表 153：2015-16 年の税務広報費用内訳（抜粋）

(単位:豪ドル)

広告費合計	\$62,674
(内)“Aggressive Tax Planning”キャンペーン66	\$19,690
ダイレクトメール費合計	\$1,127,238
(内)一般出版物発送	\$1,111,885
各種メディアを使ったキャンペーン費合計	\$1,987,144
(内)オンライン納税申告キャンペーン(2015)	\$219,985
(内)ATOアプリキャンペーン	\$49,855
市場調査費合計	\$3,359,158
(内)ATOスタッフのデジタル能力調査	\$152,460
(内)公平性の認識調査2016	\$411,114
(内)デジタル化推進戦略第2段階	\$140,360
(内)納税者コンプライアンス行動調査	\$138,067
総費用合計	\$6,536,214

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

この費用を前年及び前々年と比較すると²¹⁴以下の通りであり、過去3年間、広告費、ダイレクトメール費、メディア・キャンペーン費が急減し、総費用も大きく減少している。

図表 154：広報活動費用の推移

(単位:豪ドル)

	2013-14	2014-15	2015-16
広告費	\$146,725	\$135,078	\$62,674
ダイレクトメール費	\$4,637,535	\$3,866,520	\$1,127,238
メディア・ キャンペーン費	\$7,408,045	\$2,328,051	\$1,987,144
市場調査費	\$1,537,012	\$1,514,484	\$3,359,158
総費用合計	\$13,729,317	\$7,844,133	\$6,536,214

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

5-3-2. 税務広報に対する評価方法

税務局は、2015-16 年次報告書に年次実績一覧表（Annual performance statement）を載せている²¹⁵。

²¹³ 政府税務局年次報告 2015-16 <https://annualreport.atg.gov.au/Appendix9>

²¹⁴ 税務局年次報告 2014-15 及び 2013-14 <https://annualreport.atg.gov.au/Appendix9>

²¹⁵ <https://annualreport.atg.gov.au/02-performance-reporting> (その規準は、ATO Corporate Plan あるいは Portfolio Budget Statement による)

税務局の活動は、「人々が容易に参加できるようにする」「今の時代と各人に適合したサービスを提供する」「目的を果たすとともに敬意をもった関係を築く」「生産性の高いプロフェッショナルの組織とする」ことを目指している。

その目的に照らして、「信頼性の高さ (integrity)」「自発的な参加 (willing participation)」「収入 (revenue)」「生産性 (productivity)」といった観点から実績評価を行っている。税務局はこうした評価をするために主に委託調査を行うとともに、調査に参加する人も募集している²¹⁶。評価のために行う調査としては、「税務局の公平性に関する納税者意識調査」「納税者の行動調査」「納税者等の経験調査」「納税者等からのフィードバック調査」「コミュニティ意識調査」といったものがある。これらの調査結果の一部はウェブサイトや年次報告に掲載されている。

<「税務局に対する認識」の調査>

2015-16の調査は、4,002人のボランティアに対し、2015年3月から2016年1月にかけて電話インタビューにより行われた。主な結果は以下の通りである²¹⁷。

- ・ 74%の納税者、67%の税理士は、税務局のサービスに満足している。
- ・ 最近受けたサービスについての評価が、よい結果に影響している。
- ・ 2014年から2015年にかけての調査では、過半数が税務局を高潔で信頼できると考えている。
- ・ 2015年後半には、満足する人の割合が低下したが、それは直近にサービスを受けていない人による評価が影響していると分析している。
- ・ 前年度に比べて満足度が2%低下したが、この理由の一つとして、巨大な多国籍企業の課税回避についてメディアが取り上げ、議論があったことが影響したと分析している。
- ・ 電話による解決率の低下やウェブサイトの一部と携帯アプリの満足度が若干下がっている。
- ・ ウェブサイト全体の満足度は2014年以降、上昇している²¹⁸。

この結果を受けた対策として、ウェブサイトの改善を進め、オンラインサービスの向上を図るとしている。具体的には、「ウェブサイトの自動応答システムの改善」「ウェブサイトのデザイン一新」「ナビゲーションシステムの改善」「携帯電話の使い勝手の改善」「動画ソフトの改善」「検索機能の向上」といった改善を行っている。

また、多国籍企業の課税回避の問題については、特別チームを結成して対策を図り、こう

<https://www.ato.gov.au/about-ato/about-us/in-detail/strategic-direction>

²¹⁶ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/Current-research-projects/>

²¹⁷ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Annual-research-ATO-Corporate-perceptions-survey--2015-16/>

²¹⁸ [https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/2015_Annual_SCP_report_\(3\).pdf](https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/2015_Annual_SCP_report_(3).pdf)

した問題に強い態度で臨むことにより、税制度に対する人々の信頼を確保するとする。さらに、この調査の結果は、税務局の「次なる創造へ向けての青写真」(Blueprint for reinvention、図表 152)²¹⁹に反映させるとしている。

<税務局のプロフェッショナルリズムについての調査 2012-13>

税務局職員のプロフェッショナルリズムに満足する人の割合は前回調査時に比べ、2012年の11月には2%上昇し、それから2013年の5月までにさらに2%上昇した。「税務局職員は忍耐力があり、丁寧で敬意をもって接し、明快な説明とやりとりをする。そして、プロフェッショナルで適切なやり方によって、納税者を安心させる」という評価である。

納税者への対応力をさらに向上させるため、次のような取組を行うとしている。

- ・ 新たなサービスを開発する。
- ・ 各納税者に適したやり方で見直しを行う。
- ・ 特別な情報について、納税者にわかりやすい説明を行う。
- ・ ウェブサイトの内容とナビゲーションを改善する。
- ・ 納税者の技術的な問題の理解に注意を払う。
- ・ 迅速に苦情処理を行う。
- ・ 税理士への最新ニュース提供方法を改善する。

<納税システムのデジタル化に関する意識調査 2015-16>

納税システムのデジタル化については、2015年11月から2016年1月にかけて一般から意見を募り、1,003人の意見を得た。それによると、「導入は徐々に行うこと」「立場の弱い納税者を支援すること」「デジタル・サービスを受けることのできない人には、それに代わるサービスを用意すること」等の意見があった²²⁰。

それを受けて税務局は、デジタル化のメリットを納税者に理解してもらえるよう、コールセンターや窓口業務に従事する職員に向けて研修を行った。さらに、中小事業者に訪問あるいは電話により、デジタルサービスの使い方を説明した。デジタル化への対応が難しい人々には、従来のやり方での納税も継続して行えるようにしている。

²¹⁹<https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/program-blueprint-summary-march-2015.pdf>

²²⁰政府税務局年次報告 2015-16 <http://lets-talk.ato.gov.au/Digitalbydefault>

図表 155：評価結果の例

<信頼性の高さの観点から>

評価規準	(%)		
	2013-14	2014-15	2015-16
コミュニティのATOへの満足度	-	76	74
争った場合の公平性	-	50	55
プロフェッショナリズム (受けた意見・評価に適切に対応する)	53	52	54
組織—職員の取組レベル	-	50	55

<自発的参加の観点から>

評価規準	(%)			
	2013-14	2014-15	2015-16	
容易さ(ATOへのアクセスは容易と思う人の割合)	サービス	72	70	78
	情報	73		
受け取ったデータすべてをデジタル処理する	-	-	96	※所得税申告(修正を除く)
コンプライアンスの費用—税務処理費用の平均	2.0	3.5	3.6	※前年比削減率

出所：オーストラリア税務局年次報告書を基に日本総研作成

なお、現年度の税務局の活動状況の評価については、原則として月別に評価を行っており
21、その際の評価項目は、「有用性及び正確性」「サービスへのアクセスの容易さ」「サービスの迅速性」「適切、迅速な情報アップデート」「納税者対応のスキルの高さ」である。2016-17年度の評価については以下の通りである。

1. 問い合わせ対応時間
 - ・ 納税時期の7月から10月の間、一般的な問い合わせ電話に対して5分以内で答える率—90%
 - ・ 税理士からの問い合わせ電話に2分以内で答える率—90%
 - ・ オンラインによる納税者の請求が15日（業務日）以内に修了する率—90%
2. 納税申告の処理期間
 - ・ オンライン納税申告が12業務日以内に修了する率—94%
 - ・ オンライン修正申告が20業務日以内に修了する率—94%
 - ・ 申告用紙による納税申告が50業務日以内に修了する率—80%
3. 苦情処理期間
 - ・ 苦情が15業務日内または納税者に伝えた期間以内に処理が修了する率—85%

²²¹ 税務局ウェブサイト

<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Access,-accountability-and-reporting/Our-commitments-to-service/Current-year-performance/>

5-3-3. 税務広報の現場の様子

図表 156：納税申告を行うコーナーの例（ショッピングセンター内に設置）



出所：My Tax Refund ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

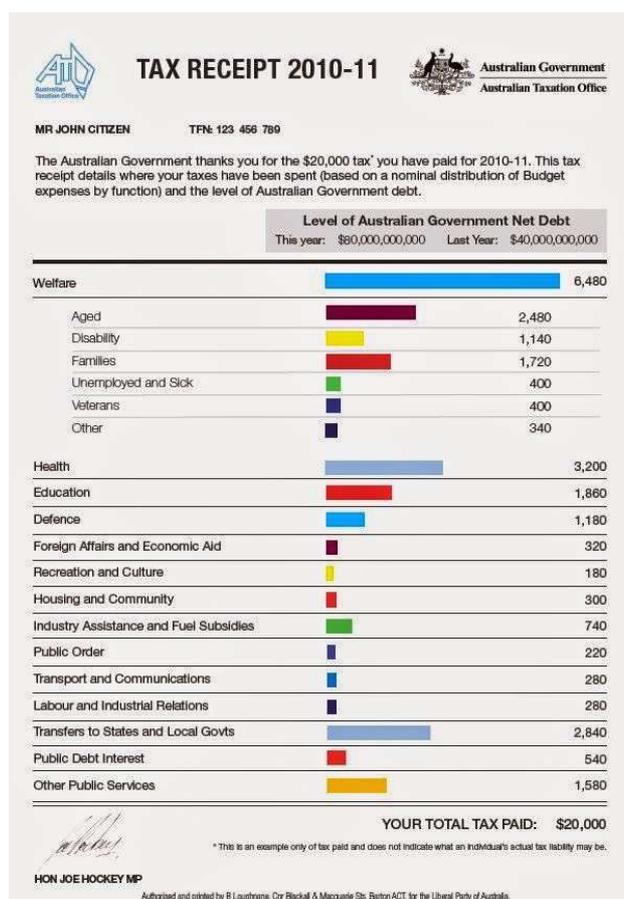
総括

5-3-4.税に対する理解促進に向けた取組

(1)所得税の領収書に添付した説明

所得税納税のレシートには、例えば、納税者の払った額が2万豪ドルとすると、福祉に6,480豪ドル、教育に1,860豪ドル等、支出内訳毎にいくら自分の税金が使われたかが出力される。また、政府財務局のウェブサイトには、それぞれの項目の具体的な説明が載っている²²²。

図表 157：タックスレシートの例



出所：petermartin ウェブサイト

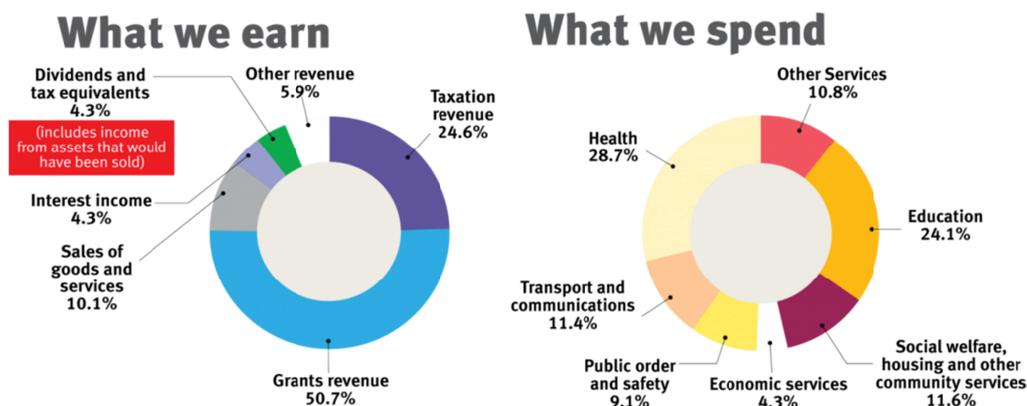
(2)クイーンランド州財務省

2016-2017年の予算について、そのウェブサイトでもわかりやすく収入と支出の内訳を示している²²³。

²²² <https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/In-detail/Tax-receipt/>

²²³ クイーンズランド州政府予算書 <http://budget.qld.gov.au/budget-highlights/budget-outlook/>

図表 158：クイーンランド州財務省の収支内訳



出所：クイーンズランド州政府予算書

(3)政治家によるアナウンスメント

オーストラリア政府や州政府が重要なアナウンスを行う場合、しばしば首相や州知事が現場に行きプレス対応をするため、TV等のメディアで大きく取り上げられる。

例として、2016年10月3日クイーンズランド州で鉄道新線のレッドクリフ線が開通した時、建設費用は国、州、地方自治体が分担して拠出したので、首相、州知事、市長が開通式典に出席し、プレスリリースを行い3氏のテープカットや初乗車の映像が大きく取り上げられた。プレス記事では、各行政機関がそれぞれ拠出した費用（オーストラリア政府が595百万豪ドル、クイーンズランド州政府が323百万豪ドル、モートンベイ広域自治体が108百万豪ドル）やこのプロジェクトが地域にもたらす経済効果等を伝えている。

(4)モートンベイ・カウンシル (Moreton Bay Regional Council) の例

クイーンズランド州ブリスベンの北方に位置するモートンベイ・カウンシルは、数年前、市町村合併した人口425,000人の広域自治体である。6つある地区ごとに一人の議会議員は住民にとって身近な存在であり、議員のオフィスには常に住民が訪れ、地域のマーケットやイベント等で姿を見かけることが多い。例えば、最近、犬がリードなしで駆け回れる公園が整備されたが、地区の議会議員は早速、公園を訪れ、住民の話を聞いていた。

また、公共工事には、看板を出して住民に知らせている。例として最近、かなり交通量が増えた道路のT字交差点付近が整備されたが、横断歩道、植栽、ベンチの設置等によって大きく改善し、住民が憩う場所になった。これらの事業は、ウェブサイトのほか、議会議員のニュースレターでも知らせている。

このように、地方自治体の場合、身近な公共工事、イベント、コミュニティ・プログラム等近くで目に見えるものが多く、また、地方自治体の歳入の多くが固定資産税に類似したレート (rates) であることから、住民がその還元を実感しやすいと考えられる。

モートンベイ・カウンシルによれば、新しい公共工事、施設、サービス等について、次の

ような様々な方法により住民に知らせることで、住民への還元を知ってもらうようにしているという。

- ・ 予算審議の情報の開示、市長と市議会議員による報道発表
- ・ コミュニティニュースレターによるお知らせ
- ・ 市のウェブサイト、ソーシャルメディア、ローカル新聞
- ・ 報道発表や広告
- ・ イベント等のお知らせの配布や市役所での掲示
- ・ 地域の公共工事の看板
- ・ 特別なプロジェクトにおける住民との協議

(5)myGOV システム

オーストラリア政府は、福祉・年金を所管するセンターリンク（Centrelink）、医療を所管するメディケア（Medicare）、税金（myTax）等の政府サービスを統合したオンラインシステム myGov を推進している。各人が一つのアカウントを持ち、それを開くと自分の税金支払い額、自分が受けた福祉の手当額（失業手当、子供手当、家賃補助その他）、年金受給額、受けた医療の税金による支出額等が一目で見られ、どれだけ自分が税金を支払い、どれだけ自分が税金の還元を受けているのかが分かる。

なお、このアカウントでは、ATO からの個人あてのメールも受け取ることができる。アカウントへのログインの際には、与えられたユーザーネームと納税者が設定したパスワードを入力すると、登録してある携帯電話に SMS でセキュリティコードが送られるので、そのコードを入力するとアカウントが開けるというセキュリティになっている。税申告をオンライン提出すると処理状況についてメールで連絡が届く。

図表 159 : MyGov 画面のイメージ



出所 : MyGov ウェブサイト

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括

5-4. 税務職員の育成

5-4-1. 資質向上に向けた取組

(1) 税務の専門知識・技術面

① 税務局大卒程度研修プログラム²²⁴

税務局は、大学卒業レベル（大学の最終年あるいは応募の3年以内に大学の学位取得）の応募者に12か月の集中コースを提供しており、専門職としての人材の確保を図っている。専門の領域は、会計、商業、経済、金融、人事管理、IT、法律、マーケティングまたはコミュニケーション、STEM（科学、技術、エンジニアリング、数学）または統計である。

税務局内の2つの職場をローテーションすることで、納税者対応も含めて体験する。例えば、実際にキャピタルゲイン税等の複雑なケースの監査、納税者対応、金融分析の調査等の業務を経験する。

そのほか集合研修として、税務局の職場環境、実際の企業・ビジネスの状況への対応、専門的な技術、プロジェクト管理、交渉技術等を学び、実際の職場で通用する能力を身につける。

② 職員研修の例²²⁵

研修としては、以下のような内容を実施している。

- ・ 短時間研修・・・各職場でさまざまなトピックについて、短時間に集中的に研修を行う。
- ・ リーダーシップ研修・・・オーストラリア公共サービス（Australian Public Service）のレポートを受けて、幹部候補生の人事管理能力を養う。
- ・ リーダー育成研修・・・企業との関係を強化する能力を養うため、企業環境の理解やビジネス実務を学ぶ。
- ・ ATO の組織内で異動することによりスキルや能力を向上させる。
- ・ 管理職とスタッフのコミュニケーション向上と目標設定を通じて、職員の能力向上を図る。
- ・ ATO のリーダーシップ会議を設置し、リーダーシップと管理能力の向上を図る。
- ・ 争いがあるケースでいかに公平な態度で敬意を持って納税者に対応するか、専門的な研修を行う。

(2) 接遇面

納税者対応の研修を実施している。

²²⁴ <https://www.ato.gov.au/About-ATO/Careers/Graduate-program/>

²²⁵ 税務局年次報告 2015-16 <https://annualreport.ato.gov.au/> P47-P53

5-4-2. 税務職員について

(1) 税務職員の平均在職期間もしくは異動の頻度

税務局の期間の定めのない職員の在職期間のデータは、年次報告に記載がある²²⁶。

なお、ATO では 2013 年から人員整理が進み、2014-2015 年には 2,364 人という大幅な整理が行われた。期間の定めのない職員の総数は 2013 年に 21,808 人から 2016 年には 17,514 人に減少している。この大幅な人員整理については、ATO と関係の深い省庁、例えば財務省 (Treasury) 等に移る職員が増加したことが原因であると分析されている²²⁷。

図表 160 : 職員の勤務年数 (2014 年、2015 年、2016 年各 6 月 30 日現在)

勤務年数	2014 年 (%)	2015 年 (%)	2016 年 (%)
0-4	4,535 人 (21.6%)	3,968 人(21.8%)	2,958 人(16.9%)
5-9	4,906 人 (23.4%)	3,709 人(21.8%)	4,332 人(24.7%)
10-14	5,649 人 (26.9%)	4,457 人(24.5%)	3,896 人(22.2%)
15-19	1,362 人 (6.5%)	2,643 人(14.5%)	3,149 人(18.0%)
20-24	948 人(4.5%)	521 人(2.9%)	457 人(2.6%)
25-29	2,113 人 (10.1%)	1,664 人(9.1%)	1,376 人(7.9%)
30-34	1,115 人 (5.3%)	1,035 人(5.7%)	1,122 人(6.4%)
35-39	277 人 (1.3%)	179 人(1.0%)	194 人(1.1%)
40-44	57 人(0.2%)	22 人(0.1%)	28 人(0.1%)
45-49	15 人(0.1%)	5 人 (-)	1 (-)
50+	-	-	1 (-)
合計	20 977 人 (100%)	18 203 人(100%)	17,514 人(100%)

出所：オーストラリア税務局資料を基に日本総研作成

なお、期限に定めがある職員等を含めた全職員数は、2014 年 23,631 人、2015 年 21,251 人、2016 年 20,659 人となっている。

(2) 職場環境の改善

職場環境を改善するための取組として、以下のような内容を実施している。

- ・ 新たな職場づくりの試行・・・2016 年 3 月、メルボルンのオフィスにスタッフと協議してデザインしたオフィスを作り試行したところ、それまでより職員はオフィス内を動

²²⁶ 税務局年次報告 <https://annualreport.ato.gov.au/> Appendix8

²²⁷ 2016 年 2 月 15 日シドニーモーニングヘラルド(The Sydney Morning Herald) 記事

なお、国家公務員就職希望者は、オーストラリア公務委員会(Australian Public Service Commission)の求人サイトを見て求職をする場合が多い。求人条件として APS (Australian Public Service) のレベルが示され、自分の持つレベルに合った所に求職を行う。省庁間の異動は珍しくないということであり、特に税務局と財務省は共通点があるので比較的容易であると考えられている。

くようになり、オフィス内でのより緊密な仕事のやりとりやその他の交わりが増加した。51.9%の職員が「こうした創造的なオフィススペースが、才能あるスタッフを引き寄せ、ATOに留まる」と回答している。

- ・ 納税者対応と事案管理のシステムの高度化・・・職員が約1億ある文書や事案のデータベースを速く効果的に使えるようにして、的確なアドバイスや教育サービスを行えるようにしている。
- ・ 遠隔地をつなぐシステムの導入・・・多くの職場にテレプレゼンスの装置を導入し、ビデオカンファレンス等に使うほか、バーチャル・デスクトップ・プラットフォームを導入し、スタッフが遠隔操作で税務局システムにアクセスできるようにしている。
- ・ 組織文化及びリーダーシップ・プログラム・・・職場のコミュニケーション、仕事への従事のあり方についての意識を高めるために、縦割組織の意識を抑えて多分野、多機能のチームをつくり、協力して新たなモデルによって統一のとれた解決策をつくる。
- ・ 2015-16年にかけて、承認手続きを合理化して、組織内の手続きを簡略化することにより、指示的な内部文書の作成を49%削減した。

5-4-3.税の窓口の様子

税務局では手続き用の端末が並び、必要に応じて職員への問合せが可能だが、基本的には端末等を操作し、来訪者が自ら処理を行う。フロア一帯が、オーストラリア政府サービスの総合窓口「myGov」（税金、医療、障害者福祉、年金、保育、雇用等）となっている²²⁸。出版物、リーフレット等の印刷物はなく、オンラインでのみ請求、購入できる。

²²⁸ <https://my.gov.au/mygov/content/html/brisbane.html>

図表 161 : ブリスベン市にある「myGov」の外観



出所 : myGov ツイッター

概要

日本

アメリカ

スウェーデン

ドイツ

オーストラリア

総括